

山口市民栄誉賞表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市民栄誉賞表彰規則第7条の規定により、表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピック又はパラリンピックにおいてメダルを獲得した者又は団体
- (2) ノーベル賞のように国際的に高く評価される栄誉を受けた者又は団体
- (3) 学術、スポーツ、芸術又は文化の分野において前2号に掲げる者に準ずる栄誉を受け表彰に値すると認められるもの

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。